

談合（連合）情報に対する事務処理要領

1 趣旨

入札・契約に当たっては、公正かつ自由な競争を確保し、適正な契約が行われるよう努めることにより、公共事業に対する府民の信頼を確保することが極めて重要である。

このため、談合の通報があった場合に、適正かつ的確な対応を行うことができるよう談合情報に対する事務処理要領（対応マニュアル）を定める。

2 委員会

入札談合等に関する情報に対して的確な対応を行うため、京都府公正入札調査委員会（以下「府委員会」という。）を設置する。また、府委員会の審議に付する事項のうち、各部局等に係る事項の事前審査を行うために、必要に応じ、各部局等においても公正入札調査委員会（以下「部局等委員会」という。）を設置する。

部局等委員会で事前審査を行った案件のうち、更に判断を要するものとして部局等委員会から要請のあった案件及び部局等委員会を設置していない部局等の所掌する案件について府委員会で審議等を行う。

3 談合情報の通報

(1) 提供者

情報の提供者としては、匿名の場合と氏名を明らかにした場合があり、さらには報道機関より間接的に情報が提供される場合がある。

匿名で電話又は来庁があった場合は、できる限り通報者の氏名及び連絡先の確認を求めた上で、内容を聞き取るものとする。

氏名を明らかにした場合は、実在しているか、本人であるかどうかを、できる限り調査するものとする。

(2) 内容

通報内容の具体的な情報としては、談合の日時、談合の場所、談合した者の氏名、落札予定者、落札予定金額、工事等の件名、場所、種類、入札参加業者名等があるが、通報を受けた場合には、通報者からできる限り知っている情報とその入手方法を確認し、特に、談合の日時、談合の場所、談合した者の氏名、落札予定者、落札予定金額の情報については、注意して聴取するものとする。

なお、報道機関より間接的に情報が提供される場合は、提供された情報以外にも具体的な情報が通報されているときもあるので、可能な限り情報の収集に

努めるものとする。

4 報告

談合情報の通報を受けた者は、当該入札の執行機関に速やかに連絡するものとする。連絡を受けた当該入札の執行機関は、別紙1の談合情報報告書にまとめ、情報に係る工事等を所掌する課（室）及び委員会の事務局に報告するものとする。

5 第1回委員会の招集（調査の必要性の審議）

事務局は報告を受けた場合は、速やかに委員会を招集するものとする。

委員会は、当該情報の信憑性及び調査の必要性について審議を行い、次により対応するものとする。ただし、審議の結果、公開情報から容易に類推できる内容のみの通報については、審議を打ち切る場合がある。

(1) 調査に値しないと判断される場合の対応

ア 落札決定前の場合

予定どおり入札書（入札書記載金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を含む。以下「入札書等」という。）を提出させ、開札を行い、落札決定をするものとする。

イ 落札決定後の場合

落札決定どおり契約を締結するものとする。

(2) 調査に値すると判断される場合の対応

ア 落札決定前の場合

予定どおり入札書等を提出させ、開札の上、落札決定を保留する。

(ア) 情報と異なる結果の場合

入札参加業者全員から別紙4の誓約書を提出させた上で、落札を決定するものとする。

(イ) 情報どおりの結果の場合

入札参加業者全員（辞退者を含む。）から事情聴取を行うとともに、内訳書の詳細な調査も行い、その結果を委員会に報告するものとする。

イ 落札決定後の場合

原則として入札参加業者全員から事情聴取を行うとともに、内訳書の詳細な調査も行い、その結果を委員会に報告するものとする。

6 事情聴取を行う場合の手順

(1) 事情聴取を行う場合は、原則として当該入札の執行機関の長が、複数の職員体制で個々の業者毎（共同企業体にあつては構成員毎）に行うものとする。

(2) その手順は、別紙2の「談合情報対応 事情聴取手順」に基づき実施する。

(3) 以上のほか、必要があるときは、入札参加業者以外の関係者からも事情聴取

を行うものとする。

- (4) 事情聴取結果は、別紙3の事情聴取表にまとめ、委員会に提出するものとする。

7 第2回委員会の招集（入札執行の是非等の審議）

委員会は、事情聴取の結果、談合の事実又は談合らしき事実が認められるかどうかにより、落札を決定するかどうか、契約を締結するかどうか、契約を継続するかどうかを審議するものとする。

- (1) 談合の事実又は談合らしき事実が認められない場合の対応

ア 落札決定前の場合

入札参加業者全員から別紙4の誓約書を提出させた上で、落札を決定するものとする。

イ 落札決定後契約前の場合

入札参加者全員から別紙4の誓約書を提出させた上で、契約を締結するものとする。

ウ 契約締結後の場合

契約者から別紙5の誓約書を提出させる。

- (2) 談合の事実又は談合らしき事実が認められる場合（疑惑がぬぐいきれない場合を含む。）の対応

ア 落札決定前の場合

入札を無効とするものとする。

イ 落札決定後契約締結前の場合

落札決定を取り消すものとする。

ウ 契約締結後の場合

着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

8 学識経験者等からの意見聴取

審議に際し専門的知見を有する者から意見聴取を行うことが必要な場合、府委員会において学識経験者等から意見聴取を行うこととする。なお、部局等委員会が所掌する案件において意見聴取を行うことが必要な場合、部局等委員会からの要請により、府委員会において学識経験者からの意見聴取を行うことができる。

9 公正取引委員会等への報告等

事務局は、談合情報への対応状況等について別紙6により速やかに公正取引委員会（公正取引委員会事務総局 近畿・中国・四国事務所 第一審査課）へ報告するとともに京都府警察（京都府警察本部刑事部捜査第二課）へ情報提供するも

のとする。

なお、部局等委員会においては、上記報告等を行うとともに、府委員会への報告を行うものとする。

10 談合情報の取扱い

本要領に基づき談合情報の処理を行う者及び談合情報を知り得た者は、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

附 則

この要領は、平成13年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月24日から施行する。

(別紙 1)

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者 勤務先、職、氏名等	
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	

談合情報対応 事情聴取手順

- 1 指名業者全員に談合情報があったことを示し、関連法令の遵守等について注意する。
「〇〇から談合があったとの連絡が府に入っている。入札・契約に当たっては、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならないこと及び関係法令について遵守すること。また、談合又は談合らしき事実が確認されれば、(提出された内訳書は返却せず、) その入札は無効となり、入札参加資格を失うのみならず、契約を解除し、相当の損害賠償を請求します。
注) 電子入札の場合は () を除外
- 2 名刺を徴し、会社名、役職名、氏名を確認する。
- 3 入札・契約等の権限を有する責任者であることを確認する。
「あなたは、入札・契約等の権限を有する責任者ですか。」
- 4 会社内の動き、情報を知り得る立場であることを確認する。
「あなたは、会社内の動き、情報を知り得る立場にある人ですか。」
- 5 事情聴取事項を告げる。(事情聴取項目(参考例))
「数点質問をします。
 - (1) 本件工事について、談合の働き掛けをしたことがありますか。
 - (2) 本件工事について、談合を働き掛けられたことがありますか。
 - (3) 本件工事について、談合の噂を聞いていますか。
 - (4) 本件について、他社の人と何等かの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。
 - (5) あったとすれば、それは、いつ、どこで、誰が参加し、どの様な内容の打合せ、又は話合いでしたか。
 - (6) 本件工事の積算は貴社で行っていますか。
 - (7) 応札額の決定は誰が行っていますか。
 - (8) こういう状況になったことについて、どう思われますか。」

(契約締結前用)

誓 約 書

〇〇〇〇〇工事の入札について、業者間で事前に談合があったかのように通報（報道）されていますが、そのような事実は一切なかったことを誓約します。

なお、次のことについて、併せて誓約します。

- 1 今回の入札に関し、公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約が締結されなくても異議ありません。
- 2 契約締結後であっても、公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、一方的に契約が解除され、損害賠償を請求されても異議ありません。

年 月 日

契約担当者

様

※（共同企業体名）

所在地

名称

職・氏名

印

※

（所在地
名称
職・氏名

印

※

（

∴
∴

）

※共同企業体の場合

(契約締結後用)

誓 約 書

〇〇〇〇〇工事の入札について、業者間で事前に談合があったかのように通報（報道）されていますが、そのような事実は一切なかったことを誓約します。

なお、今後公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、一方的に契約が解除され、損害賠償を請求されても異議ありません。

年 月 日

契約担当者

様

※（共同企業体名）

所在地

名称

職・氏名

印

※

（所在地
名称
職・氏名

印

※

（

∴
∴

）

※共同企業体の場合

談合情報連絡報告等用紙

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者 勤務先、職、氏名等	
受 信 者 (通報を受けた者)	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
談合情報に対する 対 応 の 概 要	
入札を実施した 場合の入札結果	

連絡通報者：

連 絡 先：